

静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程

第1条 この規定は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条及び第7条の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学学長（以下「学長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定める。

第2条 静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の評議会（以下「評議会」という。）は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には辞任の申出があったとき又は欠員となったとき速やかに開始する。

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有すると認められる者のうちから選考する。

第4条 評議会は、学長候補となるべき適任者を選考するため、静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議（以下「学長選考会議」という。）を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

第5条 評議会は、前条の学長選考会議の選考による学長適任者を、学長予定者として決定する。

第6条 評議会は、学長予定者が学長となることに同意しないときは、この規定により改めて選考を行う。

第7条 評議会は、学長予定者が決定したときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 学長は、教育公務員特例法第10条の規定に基づき、知事に申出を行う。

第8条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議会が別に定める。

第10条 この規程に疑義を生じたときは、評議会が決定するものとする。

第11条 この規程の改正は、評議会が行う。

附 則

1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に学長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。